

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年3月14日

栃木県監査委員 渡 辺 渡
同 早 川 尚 秀
同 金 井 弘 行
同 鈴 木 誠 一

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監査実施月	監査対象期間	備 考
平成26年1月	平成24年度 平成24年度及び平成25年度（9月末現在） 平成24年度及び平成25年度（10月末現在）	給与については予備監査実施日まで
平成26年2月	平成24年度 平成24年度及び平成25年度（11月末現在）	県土整備部出先機関の監査対象期間は平成24年度

第3 監査の結果

(保健福祉部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
那 須 学 園	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
計 量 検 定 所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮労政事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山労政事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原労政事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利労政事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
大田原土木事務所	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山土木事務所	平成26年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木土木事務所	平成26年1月21日	委託事務のうち、道路保全事業費に係る道路維持管理業務委託の設計積算において、道路構造物修繕工（集水枘蓋補修）の材料単価の計上を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件1,060千円あった。
矢板土木事務所	平成26年1月24日	契約検収事務のうち、快適な道づくり事業費に係る起業地管理業務委託において、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円以上の建設工事等関連業務委託については「金銭的保証」を付すこととされており、

		契約金額の10分の1以上の現金又はこれに代わるものを納付させなければならないが、納付されていない不適切な契約となっていた。
鹿沼土木事務所	平成26年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡土木事務所	平成26年2月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足土木事務所	平成26年2月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮土木事務所	平成26年2月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
足利高等学校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利女子高等学校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
わかくさ特別支援学校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
岡本特別支援学校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮北高等学校	平成26年1月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
さくら清修高等学校	平成26年1月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国分寺特別支援学校	平成26年1月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木特別支援学校	平成26年1月14日	給与事務のうち、超過勤務手当の支給において、支給の対象となる時間は、超過勤務命令時間から休憩時間を差し引いた時間とすべきところ、この差引きをしなかったため、過支給となっているものが18件51,341円あった。
佐野松桜高等学校 (「佐野松陽高等学校、 田沼高等学校」を含む。)	平成26年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	平成26年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央女子高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
石橋高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡女子高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡工業高等学校	平成26年1月23日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、基準日以前6か月の全期間を除算したため、支給不足となっているものが1件265,809円あった。
上都賀教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下都賀教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮東高等学校 (「宇都宮東高等学校附 属中学校」を含む。)	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

宇都宮南高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮清陵高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮工業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼南高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼商工高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日光明峰高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上三川高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木女子高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木農業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木工業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木商業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学悠館高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
壬生高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野高等学校 (「佐野高等学校附属中学校」を含む。)	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野東高等学校 (「佐野女子高等学校」を含む。)	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利南高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利工業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡北陵高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂木高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒羽高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須拓陽高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須清峰高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
高根沢高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
のぞわ特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
富屋特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

足利特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利中央特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
南那須特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
盲 学 校	平成26年1月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
聾 学 校	平成26年1月28日	給与事務のうち、期末手当において、再任用職員の支給割合の適用を誤ったことから、過支給となっているものが1件149,685円あった。
河内教育事務所	平成26年2月7日	給与事務のうち、期末手当において、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない育児休業職員は支給除外とするところ、週休日である産後休暇日を勤務した期間に相当する期間としたことから、過支給となっているものが1件285,429円あった。
		給与事務のうち、期末手当において、支給割合の適用を誤ったことから、支給不足となっているものが1件79,380円あった。
芳賀教育事務所	平成26年2月7日	給与事務のうち、期末手当において、基準日現在勤務している職員について、基準日以前6か月の期間のうち一部無給休職となっていた期間を除算したことから、支給不足となっているものが1件235,349円あった。
塩谷南那須教育事務所	平成26年2月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの